

伊予市・中山町・双海町合併協議会

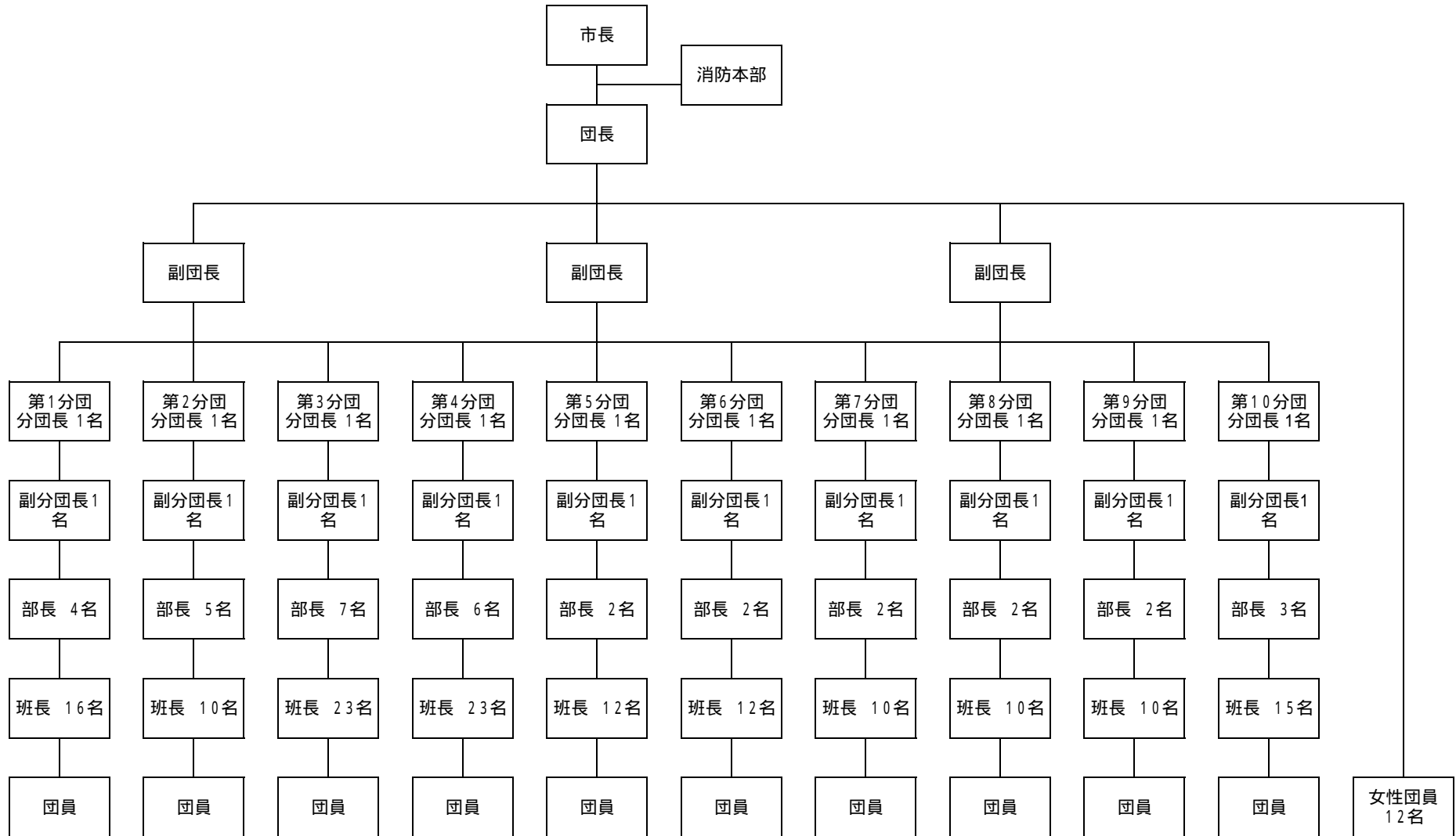
第6回会議附属資料

協議第20号 各種事務事業（消防防災関係）の取扱い

| | | | | |
|--------|---|--|--|---|
| 協議項目 | 各種事務事業(消防防災関係)の取扱いについて | | | |
| 細項目 | 消防事業 | | | |
| 調整方針 | 消防団の組織については、合併時に調整する。 | | | |
| 事務事業名 | 事務事業の現況 | | 具体的な調整内容 | |
| 消防組織機構 | 伊予市 | 中山町 | 双海町 | |
| | <p>【消防組織】 市長 団長 1名 副団長 2名 団員・女性団員</p> <p>【第1分団】 団員数: 定員87名 実員87名 地域: 大平地区 構成: 分団長1名 副分団長1名 部長4名 班長16名 団員65名</p> <p>【第2分団】 団員数: 定員87名 実員87名 地域: 中村地区 構成: 分団長1名 副分団長1名 部長5名 班長10名 団員70名</p> <p>【第3分団】 団員数: 定員117名 実員113名 地域: 本庁地区 構成: 分団長1名 副分団長1名 部長7名 班長23名 団員81名</p> <p>【第4分団】 団員数: 定員117名 実員117名 地域: 上野地区 構成: 分団長1名 副分団長1名 部長6名 班長23名 団員86名</p> | <p>【消防組織】 町長 団長 1名 副団長 2名 団員・女性団員</p> <p>【第1分団】 団員数: 定員39名 実員:35名 地域: 中山地区 構成: 分団長1名 副分団長1名 班長6名 団員27名</p> <p>【第2分団】 団員数: 定員38名 実員35名 地域: 出淵地区 構成: 分団長1名 副分団長1名 班長6名 団員27名</p> <p>【第3分団】 団員数: 定員43名 実員38名 地域: 永木地区 構成: 分団長1名 副分団長1名 班長6名 団員30名</p> <p>【第4分団】 団員数: 定員43名 実員41名 地域: 野中地区 構成: 分団長1名 副分団長1名 班長6名 団員33名</p> <p>【第5分団】 団員数: 定員36名 実員34名 地域: 佐礼谷下線地区 構成: 分団長1名 副分団長1名 班長6名 団員26名</p> <p>【第6分団】 団員数: 定員28名 実員24名 地域: 佐礼谷上線地区 構成: 分団長1名 副分団長1名 班長4名 団員18名</p> | <p>【消防組織】 町長 団長 1名 副団長 2名 団員・女性団員</p> <p>【第1分団】 団員数: 定数33名 実員31名 地域: 灘町、城ノ下、両谷 構成: 分団長1名、班長5名、団員25名</p> <p>【第2分団】 団員数: 定数33名 実員31名 地域: 久保、三島、岡、日尾野、粒野、東峰、犬寄、大栄、奥大栄、高見 構成: 分団長1名、班長5名、団員25名</p> <p>【第3分団】 団員数: 定数33名 実員31名 地域: 小網、高野川 構成: 分団長1名、班長5名、団員25名</p> <p>【第4分団】 団員数: 定数32名 実員30名 地域: 本郷、塩屋、唐崎 構成: 分団長1名、班長5名、団員24名</p> <p>【第5分団】 団員数: 定数32名 実員29名 地域: 上浜、下浜 構成: 分団長1名、班長5名、団員23名</p> <p>【第6分団】 団員数: 定数32名 実員30名 地域: 本谷、石久保、富岡、奥東、奥西、閨住、日喰 構成: 分団長1名、班長5名、団員24名</p> <p>【第7分団】 団員数: 定数32名 実員30名 地域: 満野浜、満野空、松尾、壺神、本村、池ノ久保、富貴 構成: 分団長1名、班長5名、団員24名</p> <p>【役場消防班】 団員数: 定数20名 実員20名 構成: 役場職員で構成 班長1名、班員19名</p> | <p>新市の消防団組織は、伊予市の組織機構が適当なので伊予市を現状維持で4分団、中山町を3分団、双海町を3分団とし、合計10分団とする。</p> <p>消防団員数は、現状維持とする。</p> <p>団長 1名 副団長 3名 分団長 10名(各分団1名) 副分団長 10名(各分団1名) 部長 班長 団員・女性団員</p> <p>(組織図を添付資料に記載)</p> <p>双海町の役場消防班と言う組織は解散するが、現状の身分は第1分団団員であり、近年団員確保が困難な状況であり、班員出身の分団に帰属させ各所属の団員として、火災・災害時には出動する。</p> |

添付資料

| | | | |
|-------|--------|------|----------|
| 事務事業名 | 消防組織機構 | | |
| 専門部会名 | 総務部会 | 分科会名 | 行政・消防分科会 |



副団長は、各市町から1名選出することとした。

伊予市を現状維持とし、中山町は第1・3分団を第5分団、第2・4分団を第6分団、第5・6分団を第7分団とし、双海町は第1・3分団を第8分団、第2・4分団を第9分団、第5・6・7分団を第10分団とした。

協議第20号附属資料

| | | | |
|-------|---|--|---|
| 協議項目 | 各種事務事業(消防防災関係)の取扱いについて | | |
| 細項目 | 消防事業 | | |
| 調整方針 | 伊予市、中山町及び双海町の消防団員については、すべて新市の消防団員として引き継ぐものとする。 任用、退職、分限、懲戒については、合併時に伊予市の例により調整する。 | | |
| 事務事業名 | 事務事業の現況 | | 具体的な調整内容 |
| 任 免 | 伊予市 | 中山町 | 双海町 |
| | <p>【任用】 消防団長は消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任用する。 (1)本市内に居住し、年齢18歳以上の者 (2)志操堅固で、かつ、身体強健な者</p> <p>【退職】 団員が退職しようとするときは、文書で任命権者に願い出て、その許可を得なければならない。</p> <p>【分限】 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。 (1)勤務実績が良くない場合 (2)心身の故障のため、職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合 (3)前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合 (4)定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合</p> | <p>【任用】 消防団長は消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者から町長の承認を得て任用する。 (1)当該消防団の区域内に居住する者、又は勤務する者 (2)年齢18歳以上の者 (3)志操堅固で、かつ、身体強健な者</p> <p>【分限】 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。 (1)勤務実績が良くない場合 (2)心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合 (3)前2号に規定する場合のほか、消防団に必要な適格性を欠く場合 (4)定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合</p> | <p>【任用】 消防団長は、消防団の推薦に基づき町長が任命 団長及び副団長の任期は2年とし、再任できる。 分団長、班長、その他の団員は、団長が次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得て任用する。 (1)当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 (2)年齢18歳以上の者 (3)志操堅固でかつ身体強健な者</p> <p>【分限】 次の各号の1に該当する場合は、これを降任又は免職することができる。 (1)勤務実績が良くない場合 (2)心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、これにたえられない場合 (3)消防団員に必要な確性を欠く場合 (4)定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合</p> |

協議第20号附属資料

| | | | |
|-------|--|---|---|
| 協議項目 | 各種事務事業(消防防災関係)の取扱いについて | | |
| 細項目 | 消防事業 | | |
| 調整方針 | 伊予市、中山町及び双海町の消防団員については、すべて新市の消防団員として引き継ぐものとする。 任用、退職、分限、懲戒については、合併時に伊予市の例により調整する。 | | |
| 事務事業名 | 事務事業の現況 | | 具体的な調整内容 |
| 任 免 | 伊予市 | 中山町 | 双海町 |
| | <p>【懲戒】 任命権者は、団員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。 (1)消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき (2)職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき (3)団員としてふさわしくない非行があったとき 2 停職は、1月以内の期間を定めて行う</p> | <p>【懲戒】 任命権者は、団員が次の各号の1に該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。 (1)消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき (2)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき (3)団員としてふさわしくない非行があったとき 2 停職は、1月以内の期間を定めて行う</p> | <p>【懲戒】 次の各号の1に該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職することができる。 (1)消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき (2)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき (3)団員としてふさわしくない非行があったとき 2 停職は、1月以内の期間を定めて行う</p> |
| | 懲戒についても、条例化するのが適当であるため、伊予市の例により調整する。 | | |

| | | | | |
|---------|---|--|--|---|
| 協議項目 | 各種事務事業(消防防災関係)の取扱いについて | | | |
| 細項目 | 消防事業 | | | |
| 調整方針 | 消防団諸行事については、新市において調整する。 | | | |
| 事務事業名 | 事務事業の現況 | | 具体的な調整内容 | |
| | 伊予市 | 中山町 | 双海町 | |
| 消防団の諸行事 | <p>【伊予市消防団諸行事】</p> <p>4月 辞令交付式 伊予地区消防団連合会評議員及び消防主任会議 伊予地区消防団連合会総会 愛媛県消防協会中予支部総会(春) 新入団員初任教育訓練</p> <p>5月 消防殉職者慰霊祭、愛媛県消防大会 消防団幹部(部長以上)研修(偶数年) 消防水利調査(1か月間) 水防訓練</p> <p>6月 土砂災害危険箇所調査(該当地区分団長) 伊予市消防団操法大会訓練(奇数年)</p> <p>7月 伊予地区消防団連合会評議員及び消防主任会議 伊予市消防団操法大会(奇数年) 住吉商工祭警備</p> <p>8月 愛媛県消防操法伊予地区大会訓練(奇数年) 伊予地区消防団連合会夏季訓練(偶数年) 夏季早朝訓練 (大規模建物、長距離送水訓練) 中山町消防操法大会(奇数年) 中山町規律訓練(偶数年)</p> <p>9月 愛媛県消防操法伊予地区大会(奇数年) 愛媛県消防操法大会(偶数年) 女性消防団員全国大会 伊予地区消防団連合会評議員及び消防主任会議 伊予市消防団夏季訓練</p> | <p>【中山町消防団諸行事】</p> <p>4月 辞令交付消防団幹部会 伊予地区消防団連合会評議員及び消防主任会議 伊予地区消防団連合会総会 愛媛県消防協会中予支部総会(春)</p> <p>5月 消防殉職者慰霊祭、愛媛県消防大会</p> <p>6月 操法訓練開始(奇数年)</p> <p>7月 伊予地区消防団連合会評議員及び消防主任会議 中山町消防団 幹部会 夏祭花火警備</p> <p>8月 伊予地区消防操法大会練習(奇数年) 伊予地区消防団連合会夏季訓練(偶数年) 夏季早朝訓練 (大規模建物、長距離送水訓練) 中山町消防操法大会(奇数年) 中山町規律訓練(偶数年)</p> <p>9月 愛媛県消防操法伊予地区大会(奇数年) 愛媛県消防操法大会(偶数年) 女性消防団員全国大会 伊予地区消防団連合会評議員及び消防主任会議</p> | <p>【双海町消防団諸行事】</p> <p>4月 幹部会「(班長以上)」 伊予地区消防団連合会評議員及び消防主任会議 伊予地区消防団連合会総会 愛媛県消防協会中予支部総会(春)</p> <p>5月 消防殉職者慰霊祭、愛媛県消防大会</p> <p>6月 女性消防団員特別教育1日入校(消防学校) 町外施設等研修 幹部会(分団長以上)</p> <p>7月 伊予地区消防団連合会評議員及び消防主任会議 規律訓練、幹部会(班長以上)</p> <p>8月 愛媛県消防操法伊予地区大会練習(奇数年) 伊予地区消防団連合会夏季訓練(偶数年)</p> <p>9月 愛媛県消防操法伊予地区大会(奇数年) 愛媛県消防操法大会(偶数年) 女性消防団員全国大会 伊予地区消防団連合会評議員及び消防主任会議</p> | <p>消防団諸行事 辞令交付式、新入団員初任教育訓練 水利調査、土砂災害危険箇所調査 操法大会 夏季訓練 総合防災訓練、火災防ぎょ訓練 年末特別警戒 出初式(1月実施が2市町あるから、1月実施とする) 定例幹部会(随時) その他行事は、消防団幹部(副分団長以上)で協議決定する。</p> <p>新市において早急に行われる行事は、合併前に調整しておく。</p> |

| | | | | |
|---------|--|--|---|----------------------------------|
| 協議項目 | 各種事務事業(消防防災関係)の取扱いについて | | | |
| 細項目 | 消防事業 | | | |
| 調整方針 | 消防団諸行事については、新市において調整する。 | | | |
| 事務事業名 | 事務事業の現況 | | | |
| | 伊予市 | 中山町 | 双海町 | 具体的な調整内容 |
| 消防団の諸行事 | 10月 消防団幹部(副分団長以上)研修(奇数年) 地区防災訓練 | 10月 消防団幹部(副分団長以上)研修(奇数年) | 10月 幹部会(班長以上) | 消防団役員等研修は、伊予市のみ行っており、この研修会は廃止する。 |
| | 11月 秋季全国火災予防運動 自治消防55周年大会(平成15年度) 伊予地区消防団連合会評議員及び消防主任会議 愛媛県中予支部秋季総会(秋) | 11月 秋季全国火災予防運動 自治消防55周年大会(平成15年度) 伊予地区消防団連合会評議員及び消防主任会議 愛媛県中予支部秋季総会(秋) 中山町消防団幹部会 | 11月 秋季全国火災予防運動 自治消防55周年大会(平成15年度) 伊予地区消防団連合会評議員及び消防主任会議 愛媛県中予支部秋季総会(秋) 防火パレード、水利調査(分団長以上) 火災防ぎょ訓練 | |
| | 12月 年末特別警戒(25日～30日) 消防団役員等研修会 | 12月 年末特別警戒(25日～30日) 冬季早朝訓練 | 12月 年末夜警(26日～30日) | |
| | 1月 各分団訓練(規律訓練、はしご操作、ポンプ操作) 伊予市消防出初式予習 伊予市消防出初式 文化財防災訓練 | 1月 各分団訓練(規律訓練、はしご操作、ポンプ操作) 中山町消防団幹部会 中山町消防出初式 | 1月 各市町村の出初式に分団長以上で出席 | |
| | 3月 春季火災予防運動 防火パレード(車両) 一般家庭防火診断 林野火災防ぎょ訓練 伊予地区消防団連合会評議員及び消防主任会議 | 3月 中山町消防団幹部会 消防団幹部研修(偶数年) 伊予地区消防団連合会評議員及び消防主任会議 | 2月 機械器具点検(分団長以上)幹部会 | |
| | 毎月 消防機械器具の手入れ(毎月第1土曜日) 定例検査、定例幹部会(毎月第1日曜日) | 毎週 各分団において機械器具の点検整備及び分団会 | 3月 幹部会(班長以上) 出初式リハーサル(全団員) 出初式準備(分団長以上) 出初式(全団員) 伊予地区消防団連合会評議員及び消防主任会議 | |
| | 【消防団役員等研修会】 年間の消防業務に対する反省会を部長以上の夫婦同伴で親睦を図る。 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | |
|-----------|--|--|--|
| 協議項目 | 各種事務事業(消防防災関係)の取扱いについて | | |
| 細項目 | 消防事業 | | |
| 調整方針 | 消防施設等については、新市において調整する。 | | |
| 事務事業名 | 事務事業の現況 | | 具体的な調整内容 |
| 消 防 施 設 等 | 伊予市 | 中山町 | 双海町 |
| | <p>【消防団詰め所】 26か所 (第1分団 5か所) (第2分団 8か所) (第3分団 7か所) (第4分団 6か所)</p> <p>【消防車両】 本団 防災広報車 1台 第1分団 消防ポンプ車 1台 小型ポンプ積載車 4台 小型動力ポンプ 4台 第2分団 消防ポンプ車 1台 小型ポンプ積載車 7台 小型動力ポンプ 7台 第3分団 消防ポンプ車 2台 小型ポンプ積載車 5台 小型動力ポンプ 5台 第4分団 消防ポンプ車 1台 小型ポンプ積載車 5台 小型動力ポンプ 5台</p> <p>国庫補助事業及び県補助事業にて更新 小型動力ポンプ積載車は1/2地元負担</p> | <p>【消防団詰め所】 6か所 (第1分団 1か所) (第2分団 1か所) (第3分団 1か所) (第4分団 1か所) (第5分団 1か所) (第6分団 1か所)</p> <p>【消防車両】 第1分団 消防ポンプ車 1台 小型動力ポンプ積載車 2台 小型動力ポンプ 2台 第2分団 小型動力ポンプ積載車 2台 小型動力ポンプ 2台 第3分団 小型動力ポンプ積載車 1台 小型動力ポンプ 2台 第4分団 小型動力ポンプ積載車 1台 小型動力ポンプ 2台 第5分団 小型動力ポンプ積載車 1台 小型動力ポンプ 2台 第6分団 小型動力ポンプ積載車 1台 小型動力ポンプ 2台</p> <p>主に地域環境整備事業補助金 市町村単独事業</p> | <p>【消防団詰め所】 9か所 (第1分団 1か所) (第2分団 1か所) (第3分団 2か所) (第4分団 1か所) (第5分団 1か所) (第6分団 1か所) (第7分団 2か所)</p> <p>【消防車両】 第1分団 小型動力ポンプ積載車 1台 小型動力ポンプ 1台 第2分団 小型動力ポンプ積載車 1台 小型動力ポンプ 1台 第3分団 小型動力ポンプ積載車 2台 小型動力ポンプ 2台 第4分団 小型動力ポンプ積載車 1台 小型動力ポンプ 1台 第5分団 消防ポンプ車 1台 小型動力ポンプ積載車 1台 小型動力ポンプ 1台 第6分団 小型動力ポンプ積載車 1台 小型動力ポンプ 1台 第7分団 小型動力ポンプ積載車 2台 小型動力ポンプ 2台</p> <p>消防ポンプ車は国庫補助事業、小型動力ポンプ積載車は県補助事業で地元負担は無し</p> |

協議第20号附属資料

| | | | |
|--|--|--|--|
| 協議項目 | 各種事務事業(消防防災関係)の取扱いについて | | |
| 細項目 | 消防事業 | | |
| 調整方針 | 消防施設等については、新市において調整する。 | | |
| 事務事業名 | 事務事業の現況 | | 具体的な調整内容 |
| 消防施設等 | 伊予市 | 中山町 | 双海町 |
| | 【消防水利の基準に基づく伊予市内の防火水槽、消火栓等の現有数】 防火水槽 40㎡以上 153か所 消火栓 40㎡以上 228か所 消防井戸 40㎡以上 9か所 その他(プール) 6か所 | 【消防水利の基準に基づく中山町内の防火水槽、消火栓等の現有数】 防火水槽 40㎡以上 38か所 消火栓 40㎡以上 6か所 その他(プール) 4か所 | 【消防水利の基準に基づく双海町内の防火水槽、消火栓等の現有数】 防火水槽 40㎡以上 34か所 消火栓 40㎡以上 12か所 その他(プール) 5か所 |
| | 【消防水利の基準外の伊予市内の防火水槽、消火栓等の現有数】 防火水槽 40㎡未満 36か所 消火栓 40㎡未満 93か所 消防井戸 40㎡未満 4か所 | 【消防水利の基準外の中山町内の防火水槽、消火栓等の現有数】 防火水槽 40㎡未満 4か所 消火栓 40㎡未満 45か所 | 【消防水利の基準外の双海町内の防火水槽、消火栓等の現有数】 防火水槽 40㎡未満 11か所 消火栓 40㎡未満 120か所 |
| | 【防火水槽】 設置は、各地区の要望により行う。土地は、地元が準備。10分の1地元負担 | 【防火水槽】 設置は、各地区の要望により行う。土地は、地元が準備。10分の1地元負担 | 【防火水槽】 設置は、区長の陳情書により行う。用地は地元提供、設置費は、国庫補助事業費にて行い不足分は双海町一般会計より支出 |
| 【消火栓】 設置は、水道課の工事に合わせ、消防水利不足場所に設置。伊予市の負担 | 【消火栓】 生活環境課の行う水道工事に合わせて設置。全額町の負担 | 【消火栓】 設置は、区長の陳情書により行う。用地は地元提供、設置費は、県地域環境整備事業費及び双海町公共土木建設事業分担金徴収規則により20%地元負担、不足分は双海町一般会計より支出 | |
| | | 【その他の防火水槽・消火栓】 国・県等の補助対象外及び承認される見込みのない事業であること。補助事業の対象額は5万円以上200万円以下とする。用地は地元提供、設置費は、双海町地域振興事業費補助金交付要綱により工事費の50%以内を補助する。 | 消防水利の設置は、地域の要望及び消防施設整備計画書に基づき計画的に設置する。 設置費については、適用できる補助事業費は使用する。 防火水槽及び消火栓の設置については、地元負担金は徴収するが、割合については、新市において検討する。 |

| | | | |
|--------|--|--|---|
| 協議項目 | 各種事務事業(消防防災関係)の取扱いについて | | |
| 細項目 | 防災事業 | | |
| 調整方針 | 災害対策本部については、合併時に調整する。 | | |
| 事務事業名 | 事務事業の現況 | | 具体的な調整内容 |
| 災害対策本部 | 伊予市 | 中山町 | 双海町 |
| | <p>【伊予市災害対策本部】</p> <p>本部長 市長 副本部長 助役、収入役、教育長 本部事務局長 班長 総務課長 総務班 班長 総務課長 情報連絡班 班長 企画人事課長 会計班 班長 会計課長 調査班 班長 税務課長 農林水産班 班長 農林水産課長 商工班 班長 商工観光課長 土木班 班長 都市建設課 下水道班 班長 下水道課長 輸送班 班長 保険年金課長 給水班 班長 水道課長 避難班 班長 福祉事務所長 食糧班 班長 市民課長 救護班 班長 保険センター所長 衛生・交通整理班 班長 環境保全課長 消防班 班長 消防長・消防団長 学校教育班 班長 教育委員会学校教育課長 社会教育班 班長 教育委員会社会教育課長 応援班 班長 議会事務局長</p> <p>【伊予市災害警戒本部(事前配備)】</p> <p>市長は、災害対策本部設置前においても常に気象状況等に注意し、災害が発生すると予測される場合は、次により災害警戒本部の体制を整えるものとする。</p> <p>【災害対策本部の設置基準】</p> <p>①愛媛県下に気象業務法に基づく警報が発令され、本部長がその必要を認めたとき ②市域に災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生した場合において、本部長が災害対策を総括的かつ統一的に実施する必要があると認めたとき</p> | <p>【中山町災害対策本部】</p> <p>本部長 町長 副本部長 助役、収入役 総務部 部長 総務課長 企画部 部長 情報政策課長 調査部 部長 住民税務課長、建設課長 福祉部 部長 保健福祉課長 生活環境部 部長 保健福祉課長、生活環境課長 産業部 部長 農林振興課長 建設部 部長 建設課長 教育部 部長 教育長 消防部 部長 消防中山出張所長、消防団長</p> <p>【災害対策本部の設置基準】</p> <p>町災害対策本部は、次の各号に該当する場合で町長が必要と認めるとき、総務課又は災害地に設置する。</p> <p>①気象業務法に基づく警報が発せられたとき ②松山气象台で震度4以上の地震を観測したとき ③町内の河川に洪水予報が発せられたとき ④水防警報が発せられたとき ⑤その他大雨及び洪水のいずれかの注意報が発せられた場合等で災害発生の恐れがあるとき ⑥局地的災害が発生したとき</p> | <p>【双海町災害対策本部】</p> <p>本部長 町長 副本部長 助役、収入役、教育長 総務班 班長 総務課長 情報連絡班 班長 地域振興課長 会計班 班長 出納室長 調査班 班長 住民税務課長 救護班 班長 保健福祉課長 農林水産班 班長 産業課長 土木建築班 班長 建設課長 学校教育班 班長 学校教育課長 社会教育班 班長 社会教育課長 消防班 班長 消防所長</p> <p>【災害対策本部の設置基準】</p> <p>町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合において、その対策を総合的かつ迅速に行うため、町長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条及び双海町災害対策本部条例に基づき、双海町災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>①気象業務法に基づく警報が発令されたとき(津波、大雪、高潮警報を除く)で、町長が必要と認める場合 ②町内に災害対策基本法第2条第1号に定める場合において、災害対策を総括的かつ統一的に実施する必要があると認められる場合</p> |

協議第20号附属資料

| | | | |
|--------------|---|--|--|
| 協議項目 | 各種事務事業(消防防災関係)の取扱いについて | | |
| 細項目 | 防災事業 | | |
| 調整方針 | 災害時の相互応援支援協定については、新市において速やかに再締結をする。 | | |
| 事務事業名 | 事務事業の現況 | | 具体的な調整内容 |
| 災害時の相互応援支援協定 | 伊予市 | 中山町 | 双海町 |
| | 【協定】 ・中予地区広域消防相互応援協定書 ・愛媛県消防広域相互応援協定書 ・愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定書 ・災害時の医療救護に関する協定書 ・松山自動車道消防相互応援協定書 | 【協定】 ・中予地区広域消防相互応援協定書 ・愛媛県消防広域相互応援協定書 ・愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定書 ・災害時の医療救護に関する協定書 ・松山自動車道消防相互応援協定書 ・伊予、大洲、上浮穴広域消防相互応援協定書 | 【協定】 ・中予地区広域消防相互応援協定書 ・愛媛県消防広域相互応援協定書 ・愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定書 ・災害時の医療救護に関する協定書 ・松山自動車道消防相互応援協定書 ・伊予、大洲、上浮穴広域消防相互応援協定書 |
| | この協定は、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、合わせて民心の安定を図るため、市町相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とするため必要であり、新市において早急に再締結する。 | | |

| | | | |
|--------|--|---|--|
| 調整方針 | 地域防災計画及び水防計画については、新市において速やかに制度を制定する。 | | |
| 事務事業名 | 事務事業の現況 | | 具体的な調整内容 |
| 地域防災計画 | 伊予市 | 中山町 | 双海町 |
| | 【伊予市地域防災計画】 風水害等対策編、震災対策編、資料編で構成されている。 平成14年3月編集 | 【中山町地域防災計画】 一般対策編、資料編で構成されている。 平成15年4月編集 | 【双海町地域防災計画】 風水害対策編、震災対策編、資料編で構成されている。 平成10年4月編集 |
| | 地域防災計画書は、新市の組織体制・地形・気象・風土に合った、計画書を新たに策定しなければいけないが、県との協議が必要なため調整をしながら、新市において速やかに地域防災計画書を策定する。 | | |

| | | | | |
|----------|--|---|---|--|
| 協議項目 | 各種事務事業(消防防災関係)の取扱いについて | | | |
| 細項目 | 防災事業 | | | |
| 調整方針 | 地域防災計画及び水防計画については、新市において速やかに制度を制定する。 | | | |
| 事務事業名 | 事務事業の現況 | | 具体的な調整内容 | |
| 防災組織(体制) | 伊予市 | 中山町 | 双海町 | |
| | <p>[地域防災計画による]</p> <p>○地震発生時の非常配備体制</p> <p>【警戒体制】(事前配備)</p> <p>・中予地方で震度3の地震が発生した場合 配備要員:総務課長及び総務課行政係職員</p> <p>【特別警戒体制】</p> <p>①中予地方で震度4の地震が発生した場合 ②津波注意報が発表された場合</p> <p>【災害対策本部】</p> <p>【非常体制】</p> <p>①中予地方で震度5の地震が発生した場合 ②これ以下の場合であっても災害が発生した場合 ③津波警報が発表された場合 配備要員:おおむね3分の2の職員</p> <p>【特別非常体制】</p> <p>①中予地方で震度6以上 ②これ以下の地震であっても重大な災害が発生、又は発生するおそれがある場合</p> <p>○風水害等に対する非常配備体制</p> <p>【警戒体制】(事前配備)</p> <p>①注意報及び波浪、大雨、高潮の各警報が発令され、災害に発展するおそれがある場合 配備要員:総務・情報連絡・農林水産・土木・消防の各班</p> <p>【災害対策本部】</p> <p>【第1配備】警報が発令されたとき 配備要員:総務課全職員、おおむね3分の1の職員</p> <p>【第2配備】 相当規模の災害が発生し又は発生するおそれがあるとき 配備要員:おおむね3分の2の職員</p> <p>【第3配備】 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき 配備要員:全職員</p> | <p>[地域防災計画による]</p> <p>【事前配備】</p> <p>1 気象業務法に基づく注意報及び波浪、大雪、高潮の各警報が発表され、災害に発展するおそれがあるが、時間、規模等推測困難な場合 本部は、総務課職員、農林振興課職員を配備</p> <p>【第1配備】</p> <p>1 気象業務法による警報が発令されたとき(波浪、大雪、高潮警報を除く) 2 その他必要により本部長が当該配備を指令するとき 本部は予め指名した概ね3分の2の職員を配備</p> <p>【第2配備】</p> <p>1 相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 2 その他必要により本部長が当該配備を指令するとき 本部は予め指名した概ね3分の2の職員を配備</p> <p>【第3配備】</p> <p>1 大規模災害が発生し、又は発生のおそれのあるとき 2 その他必要により本部長が当該配備を指令するとき 全職員を配備</p> | <p>[地域防災計画による]</p> <p>【警戒配備(警戒体制)】</p> <p>1 気象業務法に基づく注意報が発令され、災害に発展するおそれがある場合 2 その他町長が必要により当該配備を指令するとき 総務課職員 災害対策本部は設置されない。</p> <p>【第1配備(特別警戒体制)】</p> <p>1 気象業務法による警報が発令されたときで、町長が必要と認めるとき 2 その他災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで町長が当該配備を指令するとき 所属職員のおおむね3分の1以内で各班が必要とする人員 町長が必要と認めるときは、災害対策本部が設置される。</p> <p>【第2配備(非常体制)】</p> <p>1 相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 2 その他必要により町長が、当該配備を指令するとき 所属職員のおおむね3分の2以内で各班が必要とする人員 災害対策本部が設置される。</p> <p>【第3配備(特別非常体制)】</p> <p>1 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 2 その他必要により町長が当該配備を指令するとき 全職員 災害対策本部が設置される。</p> | <p>防災組織(体制)は、伊予市の配備体制計画の災害種類別(地震発生時・風水害等)の防災組織体制にする。また、防災組織体制は新市の組織体制に合った配備体制とするが、この防災組織体制は地域防災計画書内で策定している。計画書は県との協議が必要のため調整をしながら、早急に地域防災計画書を策定する。</p> |

| | | | |
|-------|--|--|--|
| 協議項目 | 各種事務事業(消防防災関係)の取扱いについて | | |
| 細項目 | 防災事業 | | |
| 調整方針 | 地域防災計画及び水防計画については、新市において速やかに制度を制定する。 | | |
| 事務事業名 | 事務事業の現況 | | 具体的な調整内容 |
| 水防計画 | 伊予市 | 中山町 | 双海町 |
| | <p>【事業の目的】 伊予市内には、二級河川の森川がある。</p> <p>水防法第4条に基づき、愛媛県知事から指定された指定水防管理団体たる伊予市が同法第25条の規定に基づき、伊予市の地域にかかる河川または海岸における高潮、洪水等の水災等に対処し、その被害を軽減することを目的とする。</p> <p>【事業の概要】 伊予市長は、気象状況等により、洪水または高潮等により危険があると認めたときは、水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。 水防については、消防団が水防団を兼務している。(条例定数 411名)</p> <p>土のう等水防資器材は消防倉庫に備蓄している。</p> <p>【地域防災計画書の水防計画】 1.水防組織 2.水防活動 1 排水所、水門、スクリーン等の操作 2 河川等の巡視、警戒 3 水位、潮位、雨量等の観測 4 警戒区域の設定 5 避難のための退去の指示 3.水防活動の応援要請</p> <p>【重要水防区域】 河川2か所 溪流41か所 ため池21か所 急傾斜地 危険区域13か所 危険か所45か所</p> | <p>【事業の目的】 中山町内には、一級河川中山川と準用河川が18ある。</p> <p>水防法第4条に基づき、愛媛県知事から指定された指定水防管理団体たる中山町が同法第25条の規定に基づき、中山町の地域にかかる河川の洪水等の水災等に対処し、その被害を軽減することを目的とする。</p> <p>【事業の概要】 双海町長は、気象状況等により、洪水等により危険があると認めたときは、水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。 水防については、消防団が水防団を兼務している。(条例定数 230名)</p> <p>土のうは伊予消防事務組合中山出張所で備蓄している。</p> <p>【地域防災計画書の水防計画】 1.水防組織 2.排水所、水門、スクリーン等の操作 3.河川等の巡視、警戒 4.水位、雨量等の観測 5.警戒区域の設定 6.避難のための退去の指示 7.水防活動等 8.水防活動の応援要請</p> <p>【重要水防区域】 河川1か所</p> | <p>【事業の目的】 双海町内には、二級河川が21及び海がある。</p> <p>水防法第4条に基づき、愛媛県知事から指定された指定水防管理団体たる双海町が同法第25条の規定に基づき、双海町の地域にかかる河川または海岸における高潮、洪水等の水災等に対処し、その被害を軽減することを目的とする。</p> <p>【事業の概要】 双海町長は、気象状況等により、洪水または高潮等により危険があると認めたときは、水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。 水防については、消防団が水防団を兼務している。(条例定数 250名)</p> <p>土のうは、潮風ふれあい公園・しもなだ運動公園に備蓄している。</p> <p>【地域防災計画書の水防計画】 1.水防本部の設置及び組織事務分担表 2.水防に関する連絡系統図 3.排水所・水門・スクリーン等の操作. 4.河川等の巡視・警戒 5.水位、潮位、雨量等の観測 6.重要水防区域 7.消防団長の措置 8.警戒区域の設定 9.避難のための退去の指示 10.応援要請</p> <p>【重要水防区域】 河川7か所 海岸4か所</p> |

| | | | |
|---------|--|--|---|
| 協議項目 | 各種事務事業(消防防災関係)の取扱いについて | | |
| 細項目 | 防災事業 | | |
| 調整方針 | 防災会議については、合併時に伊予市の例により調整する。 | | |
| 事務事業名 | 事務事業の現況 | | 具体的な調整内容 |
| 防 災 会 議 | 伊予市 | 中山町 | 双海町 |
| | <p>【伊予市防災会議】 会長は、市長をもって充てる。 委員は、次に掲げる者を充てる。 ・1号委員 県知事の部内の職員 ・2号委員 県警の警察官 ・3号委員 助役、収入役、総務課長、都市建設課長 ・4号委員 教育長 ・5号委員 消防長及び消防団長 ・6号委員 NTT、四国電力、日本通運、伊予医師会、郵便局 ・7号委員 市議会議長、市議会総務委員長、市議会産業建設委員長、広報区長協議会長、建設業協会伊予市支部</p> <p>【組織】 会長 市長</p> <p>委員 ・県知事の部内職員 ・県警の警察官 ・市長の部内職員 ・教育長 ・消防長及び消防団長 ・指定公共機関又は指定公共機関の職員 ・知識経験のある者</p> | <p>【中山町防災会議】 会長は、町長をもって充てる。 委員は、次に掲げる者を充てる。 ・1号委員 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 ・2号委員 愛媛県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 ・3号委員 愛媛県警察の警察官のうちから、町長が任命する者 ・4号委員 町長がその部内の職員のうちから指名する者 ・5号委員 教育長 ・6号委員 消防団長 ・7号委員 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者</p> <p>【組織】 専門委員を置くことができる 専門委員は 関係地方行政機関の職員 愛媛県の職員 町の職員 関係指定公共機関の職員 関係指定地方公共機関の職員 学識経験のある者 以上のうちから町長が任命する。</p> | <p>【双海町防災会議】 会長は、町長をもって充てる。 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。 ・1号委員 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 1人 ・2号委員 愛媛県の知事の部局の職員のうちから町長が任命する者 1人 ・3号委員 愛媛県警察の警察官の内から町長が任命する者 1人 ・4号委員 町長がその部内の職員のうちから指名する者 11人 ・5号委員 教育長 ・6号委員 消防団長 ・7号委員 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 1人</p> <p>【組織】 専門委員を置くことができる。 専門委員は、関係地方行政機関の職員 愛媛県の職員 関係指定公共機関の職員 学識経験のある者 以上のうちから町長が任命する。</p> |

協議第20号附属資料

| | | | | |
|-------|------------------------|--|---|--|
| 協議項目 | 各種事務事業(消防防災関係)の取扱いについて | | | |
| 細項目 | 防災事業 | | | |
| 調整方針 | 水防協議会は、合併時に廃止する。 | | | |
| 事務事業名 | 事務事業の現況 | | | 具体的な調整内容 |
| 水防協議会 | 伊予市 | 中山町 | 双海町 | 水防協議会は、地方分権法により任意設置となっているため、水防法第25条に基づき廃止し、防災会議に一本化する。 |
| | 【伊予市水防協議会】 平成13年度廃止 | 【中山町水防協議会】 水防法第26条第1項の規定に基づき、水防計画にその他水防に関し重要な事項を調査審議させるために置く。 | 【双海町水防協議会】 水防法第26条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために置く。 | |